砥部町告示第３７号

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和３年３月２３日

砥部町長　佐川秀紀

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、乳児を養育する保護者に対し、その乳児が必要とする子育て用品購入費用を助成することにより、乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長の促進を図り、福祉の向上及び少子化対策に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、本町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　本町に住所を有する満１歳に満たない者（以下「助成対象乳児」という。）の親権を行う者

(2)　助成対象乳児の後見人

(3)　助成対象乳児を現に監護し、かつ、これと生計を同じくする者

(助成対象用品)

第３条　助成対象用品は、次に掲げるものとする。

(1)　紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー及びおしりふき

(2)　粉ミルク、哺乳瓶、搾乳器、替え乳首及び母乳パッド

(3)　ベビーフード及びベビー食器

(4)　沐浴剤、ベビーソープ及びベビーバス

(助成の方法)

第４条　助成は、砥部町子育て用品引換券（様式第１号。以下「引換券」という。）の交付をもって行う。

(助成の申請)

第５条　引換券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象乳児ごとに砥部町子育て用品購入費助成申請書（様式第２号）により、町長に申請しなければならない。

(助成限度額)

第６条　引換券の助成限度額は、助成の受給資格を得るに至った日の属する月から、助成対象乳児の満１歳の誕生日の属する月の前月までの月数に３，０００円を乗じて得た額とし、助成対象乳児１人に対し３６，０００円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、申請をした日の属する月（以下「申請月」という。）が、助

成の受給資格を得た日から２月を超えた場合は、申請月から助成対象乳児の満１歳の誕生日の属する月の前月までの月数に３，０００円を乗じて得た額とする。

（助成の決定）

第７条　町長は、第５条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成を決定し、申請者に対し前条の規定により算定した助成額に応じた引換券を交付するものとする。

２　引換券は、再交付しない。

（引換券の有効期限）

第８条　引換券の有効期限は、交付決定した年度の翌年度末までとし、有効期限を過ぎた引換券は、無効とする。

（引換券の使用）

第９条　引換券の１枚当たりの券面は、１，０００円とする。

２　引換券は、本町の区域において子育て用品を販売する店舗であって、町長の指定を受けた店舗（以下「指定店」という。）で使用できる。

３　引換券による子育て用品との引換えは、子育て用品を購入する場合の代金の一部としてのみ使用できるものとし、他に譲渡し、又は転売してはならない。

４　引換券は、前項の子育て用品との引換えの際、子育て用品の代金が引換券の券面の合計額以上である場合に使用できるものとし、その差額は、引換券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が負担するものとする。

（指定店の登録）

第１０条　子育て用品を販売する店舗が指定店として登録を受けようとするときは、砥部町子育て用品引換券指定店登録申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは登録を決定し、砥部町子育て用品引換券指定店登録通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（引換券の請求及び精算）

第１１条　指定店は、各月に使用された引換券を取りまとめの上、砥部町子育て用品引換券代金請求書（様式第５号）に当該引換券を添えて、翌月の末日までに町長に請求しなければならない。

２　町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、指定店にその代金を速やかに支払うものとする。

（交付台帳の整備）

第１２条　町長は、当事業に係る支給状況を明確にするため、砥部町子育て用品引換券交付台帳（様式第６号）を整備するものとする。

（資格喪失の届出）

第１３条　受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに砥部町子育て用品購入費助成資格喪失届出書（様式第７号）により町長に届け出るとともに、交付を受けた引換券の残りを返還しなければならない。

⑴　受給者又は助成対象乳児が町外に転出したとき。
⑵　助成対象乳児が死亡したとき。
⑶　第２条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
（助成決定の取消し）
第１４条　町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その者に係る助成決定を取り消すものとする。
⑴　偽りその他不正の手段により、引換券の交付を受けたとき。
⑵　その他引換券の助成に関する町長の指示事項を順守しないとき。
２　町長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、速やかに砥部町子育て用品購入費助成決定取消通知書（様式第８号）によりその旨を受給者に通知するとともに、助成相当額を返還させるものとする。
（その他）
第１５条　この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月２３日から施行する。
（準備行為）
２　指定店の登録に関し必要な行為は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
（経過措置）
３　令和２年度砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱（令和２年砥部町告示第１５号）の規定により助成を受けている者についての第６条第１項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数から令和２年度砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱による助成月数を減じた月数」とし、同条第２項の規定は、適用しない。
４　施行日前に、令和２年度砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱の規定により指定店として登録された団体については、第１０条の規定により登録を受けたものとみなす。

様式第１号（第４条関係）

つづり表紙表面

交付番号　第　　号

砥部町子育て用品引換券

年　　月　　日交付

受給者氏名	
助成対象乳児	
住　　所	愛媛県伊予郡砥部町

砥　部　町

つづり表紙裏面

【登録指定店】

表　面

交付番号　第　　号

砥部町子育て用品引換券

金１，０００円

有効期限	年　　月　末　日まで
引換年月日	年　　月　　日
子育て用品	・おむつ用品　(紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー及びおしりふき) ・授乳用品　(粉ミルク、哺乳瓶、搾乳器、替え乳首及び母乳パッド) ・離乳食用品　(ベビーフード及びベビー食器) ・お風呂用品　(沐浴剤、ベビーソープ及びベビーバス)
砥部町長　印	

裏　面

（使用上の注意）

【受給者の皆様へ】

1　引換の際は、この引換券を持参し、引換年月日を記入の上、登録指定店にお渡しください。

2　この券は、一度に複数枚使用できます。

3　この券は、登録指定店で子育て用品（表面で表示したものに限る。）の購入に使用できます。

4　この券は、再発行しません。

5　この券は、複写をして使用することはできません。

6　この券は、子育て用品の代金が券面の金額以上の場合のみ使用でき、その差額は受給者が負担します。

7　転出、死亡など受給資格を喪失した場合は、未使用の引換券を町へ返還してください。

8　この券の有効期限が過ぎた場合は、この券は使用できません。

【登録指定店の皆様へ】

この券は、１か月分を取りまとめて、翌月末日までに町に請求してください。

【問合せ先　砥部町役場　　電話　　】

様式第２号（第５条関係）

砥部町子育て用品購入費助成申請書

年　　月　　日

砥部町長　様

住　　所　伊予郡砥部町
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第５条の規定により、子育て用品購入費助成を受けたいので申請します。

助成対象乳児	住　　所	伊予郡砥部町
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日
	申請者との続柄	
※転入の日	助成対象乳児	年　　月　　日
	保　護　者	年　　月　　日

転入の日は、助成対象乳児の出生後に、助成対象乳児又は申請者が砥部町に転入した場合に記入してください。

以下は、記入しないでください。

審査結果	子育て用品引換券交付内容	引換券受領
1 交　付	交付番号　　第　　号	年　　月　　日
	交 付 日　　年　　月　　日	(受領者)
2 不交付	交付枚数　　1,000 円券　　枚	氏名　　㊞
	引換券額　　3,000 円×　　月＝　　円	
	有効期限　　年　　月　末　日	

様式第３号（第１０条関係）

砥部町子育て用品引換券指定店登録申請書

年　　月　　日

砥部町長　様

住　　所
申請者　事 業 所
代 表 者　　印
電話番号

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第１０条第１項の規定により、子育て用品引換券指定店の登録を申請します。

販売店名	
代表者名	
所 在 地	
電話番号	電　話　　ＦＡＸ
取扱商品	
備　　考	

振込先の金融機関名	口座番号	（ふりがな） 口座名義
銀行　　支店 金庫　　支店 農協　　支所	普通 当座	

様式第４号（第１０条関係）

砥部町子育て用品引換券指定店登録通知書

第　　号
年　　月　　日

事業所
代表者　　様

砥部町長　　印

　　年　　月　　日付で申請のあった子育て用品引換券指定店の登録について、砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

指定店名	
代表者名	
所 在 地	
取扱商品	
備　　考	

様式第５号（第１１条関係）

砥部町子育て用品引換券代金請求書

年　　月　　日

砥部町長　様

住　　所
指定店　事 業 所
代 表 者　　印
電話番号

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第１１条第１項の規定により、子育て用品引換券を添えて請求します。

指定店名	
請求金額	**金　　円**
使 用 月	年　　月分
使用枚数	1,000 円券×　　枚

様式第６号（第１２条関係）

砥部町子育て用品引換券交付台帳

番号	申請日	交付日	有効期限	交付枚数	引換券額	受給者		助成対象乳児				備考
						氏　名	住　所	氏　名	続柄	住　所	生年月日	

様式第７号（第１３条関係）

砥部町子育て用品購入費助成資格喪失届出書

年　　月　　日

砥部町長　様

住　　所
受給者　氏　　名　　㊞
電話番号

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第１３条の規定により、下記のとおり助成資格を喪失しましたので届け出ます。

記

１　届出事項　該当番号に○を付けてください。
(1)　受給者又は助成対象乳児が町外に転出した。
(2)　助成対象乳児が死亡した。
(3)　助成対象乳児の後見人でなくなった。
(4)　助成対象乳児を監護しなくなった、又は生計を同じくしなくなった。

２　届出事項に変更が生じた年月日
年　　月　　日

※　交付を受けた砥部町子育て用品引換券の残りをこの届出書に添えて返還してください。

様式第８号（第１４条関係）

砥部町子育て用品購入費助成決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

砥部町長　　印

砥部町子育て用品購入費助成事業実施要綱第１４条第２項の規定により、子育て用品購入費助成決定を取り消しましたので通知します。

なお、交付した砥部町子育て用品引換券の残りを速やかに返還してください。

１　取消日
　　年　　月　　日

２　取消しの理由